第二十九条の九第一項中「第二十条第一項」を「第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「通知」を「請求」に改め、同条第三項中「から第五号まで及び第七号」を「、第四号及び第六号」に改める。

第三十二条第一項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「措置は」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の国土交通省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一　育児休業

二　介護休業

三　子の看護休暇

四　介護休暇

五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度

六　育児のための所定労働時間の短縮措置

七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置

八　介護のための所定労働時間の短縮等の措置

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。